

■上下水道ビジョン・基本施策における進捗状況

※「重点」欄の●印は、市政運営方針に基づく公約施策など、「上下水道局の取り組み」に掲げる重点施策を示します。

NO.	基本施策・概要	重点	R3年度の計画目標・取り組み内容	R3年度の取り組み実績(速報値)	評価	評価の理由	R4年度の計画目標・取り組み内容	担当部署
1	[危機管理体制の強化] ・自然災害や水質事故に備え、危機管理マニュアル等を整備し、危機管理体制を整える。 ・必要な資器材等の適切な配備に努め、応急給水体制を整える。 ・非常事態に備え、水道施設の継続的な警備体制を整える。	●	・危機管理マニュアル等については、必要に応じて随時更新を行っていく。	・機構改革に伴い、適切かつ迅速な対応をするため、マニュアルの改訂を実施した。また、受援計画の策定を行った。	◎	・機構改革を反映したマニュアルの改訂を行えたため。また、受援計画を策定することにより、危機管理体制を整備したため。	・マニュアル等については、必要に応じて随時更新を行っていく。	総務課
			・大規模災害等の危機事象に備えて、定期的に応急給水訓練等を実施する。	・大規模災害等の危機事象に備えて、感染症対策にも留意し、災害協定締結団体と共に官民連携の合同給水訓練を行った。また、水道事業者(日本水道協会等も含む)と合同で、自然災害時における情報伝達訓練に参加した。 【R3年度合同訓練:各1回】 ・上下水道局職員を対象とした定期的な応急給水訓練を実施した。 【R3年度応急給水訓練実施回数:8回】 ・災害に備えた水道事業に関する基礎知識等の研修を実施した。 【R3年度水道基礎研修実施回数:3回】 ・訓練実施等の危機管理体制を市のホームページに掲載した。 【R3年度ホームページ掲載回数:3回】	◎	・定期的な訓練の実施等により、引き続き応急給水体制を整えることができたため。	・大規模災害等の危機事象に備えて、定期的に応急給水訓練等を実施する。	総務課
			・備蓄水及び給水袋については、計画的に配備を行っていく。 ・給水バルーンについては、毎年点検を行い、買替時期には給水コンテナ等の給水バルーンの代用となるものを検討する。また、給水バルーンの有効活用を視野に入れ、各場所に配置されている給水バルーンを引き上げ、有事の際には、職員が持っていき、給水作業を行うことも検討する。	・給水バルーンが防災倉庫などに適正に保管されているか、また、破損などがなく適正に使用できるかの点検を行った。(67箇所) ・給水バルーンのあり方について検討した。 ・計画的に備蓄水及び給水袋を配備した。 【R3年度配備数:備蓄水12,000本、給水袋2,000袋】 (備蓄水 配備目標84,480本に対し、累計84,480本を配備済み。) (給水袋 配備目標50,000袋に対し、累計50,000袋を配備済み。) ・水道事業会計のデジタルMCA無線を継続して、活用した。 【R3年度配備数:携帯局28台】	◎	・継続的な資器材等の確保や点検の実施により、引き続き応急給水体制を整えることができたため。 ・給水バルーンのあり方について検討したため。	・備蓄水及び給水袋については、計画的に配備を行っていく。 ・給水バルーンについては、毎年点検を行い、買替時期には給水コンテナ等の給水バルーンの代用となるものを検討する。また、給水バルーンの有効活用を視野に入れ、各場所に配置されている給水バルーンを引き上げ、有事の際には、職員が持っていき、給水作業を行うことも検討する。	総務課
			・機械警備については、全22施設で継続する。 ・場外・場内施設点検において、委託への移行も含め今後の取り組みを検討する。	・全22施設の人的巡視警備を実施した。また、基幹施設については週に複数回巡視を行い強化を図った。 【警備委託による巡回:延べ8,030施設】 【職員による巡回施設点検:延べ1,625施設】 ・中宮浄水場更新事業で用いる事業手法DBO方式において場内外施設の点検を実施することとした。	◎	・計画的、継続的な人的巡回警備が実施できたため。 ・浄水場更新事業をDBO方式として実施したため。	・機械警備については、今後も全22施設で継続する。 ・場外・場内施設点検において、委託への移行も含め今後の取り組みを検討する。	浄水課
2	[水道施設・管路の耐震性の向上] ・浄水・配水施設・管路等について、施設の更新・改良にあわせ計画的に耐震化を進める。	●	・水道施設整備基本計画に基づき、水道施設の計画的な更新・改良を行い、耐震化を進める。 また、中宮浄水場更新事業についてはDBO方式を採用し、R3年度の契約締結に向け事業を進める。	・水道施設整備については、津田高区配水場他電気計装設備の更新を行った。また、高度浄水施設オゾン接触池散気設備、北山配水場電気計装設備の更新に取り組んでいる。 ・水道施設の耐震化については、水道施設の耐震化により、安全・安心な水道水の安定的な供給を図るため、津田低区配水場3号池が完了し運用を開始した。また、引き続き津田低区配水場1、2号池の耐震化工事に取り組んだ。 R3年度 配水池耐震化率 実績 59.6% R10年度 配水池耐震化率 数値目標 79.4% ・中宮浄水場更新事業については事業手法としてDBO方式を採用し、総合評価一般競争入札方式による事業者選定業務に取り組み、契約締結を行った。	◎	・水道施設の計画的な更新・改良工事を実施し、目標配水池耐震化率達成に向け継続的に事業に取り組んだため。 ・中宮浄水場更新事業については、事業スケジュールに基づく計画的な取り組みが行えたため。	・水道施設整備基本計画に基づき、水道施設の計画的な更新・改良を行い、耐震化を進める。 また、中宮浄水場更新事業については事業者による実施設計に取り組む。津田低区配水場の既設1、2号池の耐震工事に取り組む。田口山配水場ではポンプ棟の耐震補強設計に取り組む。	浄水課
			・R10年度目標に向け、管路の更新・耐震化を進めていく。	・管路の整備・更新及び移設工事に併せ、約8kmの耐震継手を有する耐震管を布設した。 【管路の耐震化率:27.9%】 【耐震管路の施工延長:8,103m】 【基幹管路の耐震化率:34.0%】	◎	・工期の複数年設定を可能とする予算措置や発注時期の平準化等により予定通りの事業発注を行うことができたため。	・R10年度目標に向け、管路の更新・耐震化を進めていく。	上水道工務課
3	[応急給水拠点・緊急対応設備の整備] ・大規模災害時に給水量を確保するため、配水池に緊急遮断弁を設置した応急給水拠点の整備を進める。	●	・順次、配水池の耐震化に合わせて応急給水拠点の整備を進める。	・応急給水拠点としての整備に向け、津田低区配水場3号池が完了し運用を開始した。また、引き続き津田低区配水場1、2号池の耐震化工事に取り組んだ。 R3年度 災害時貯水量 実績 71.8L/人 R10年度 災害時貯水量 数値目標 90L/人	◎	・配水池の耐震化に合わせて緊急遮断弁の設置や応急給水拠点の整備が計画的に実施できたため。	・順次、配水池の耐震化に合わせて応急給水拠点の整備を進める。	浄水課
4	[水道技術の継承] ・現在のサービス水準を維持・向上させるため、水道事業の運営に専門的な知識・経験を有する技術者を育成・確保し、非常事態にも迅速に対応できる技術・能力の向上に努め継承する。	●	・水道事業の運営に必要な研修への参加を促進し、職員の専門的知識や能力及び資質等の向上に取り組む。 ・技術継承のための技術者の育成及び業務の効率化については、事業運営の中で引き続き取り組んでいく。	・上下水道局職員として高度な専門技術の習得や将来への技術継承のため、日本水道協会が主催する研修へ参加し、職務に関する知識やスキルの向上を図った。 ・技術的に特殊な上下水道局の業務を広く担える職員を育成するため、水道・下水道事業それぞれの部署だけでなく、両事業間の人事異動を行い、将来への技術継承を見据えた取り組みを行った。	◎	・他団体主催の研修への参加や水道・下水道事業の両事業間の人事異動などを通して、職員の技術・能力の向上や将来の技術継承を見据えた取り組みができたため。	・水道事業の運営に必要な研修への参加を促進し、職員の専門的知識や能力及び資質等の向上に取り組む。 ・技術継承のための技術者の育成及び業務の効率化については、事業運営の中で引き続き取り組んでいく。	総務課

	NO.	基本施策・概要	重点	R3年度の計画目標・取り組み内容	R3年度の取り組み実績(速報値)	評価	評価の理由	R4年度の計画目標・取り組み内容	担当部署
安定的な給水の確保	5	[水道施設・管路の計画的な更新・改良] ・浄水・配水施設の半数以上は、開設後30年以上経過し老朽化が進んでいるため、耐震化とあわせ計画的・効率的に更新・改良を進める。 ・水道施設の根幹をなす中宮浄水場は、S40年代に整備された施設であることから老朽化が顕著であり、耐震性が確保されていない。このことから、安定的に安全・安心な水道水を将来に向け継続的に供給するため、中宮浄水場の更新事業に取り組む。 ・管路の更新・改良を耐震化とあわせ計画的・効率的に進める。 ・配水管の更新に合わせた効率的な鉛製給水管の解消を進める。	●	・水道施設整備基本計画に基づき、水道施設の計画的な更新・改良を行い、耐震化を進める。また、中宮浄水場更新事業についてはDBO方式を採用し、R3年度の契約締結に向け事業を進める。	1. 水道施設整備について 津田高区配水場他電気計装設備の更新を行った。また、高度浄水施設オゾン接触池散気設備、北山配水場電気計装設備の更新に取り組んでいる。 2. 水道施設の耐震化について 水道施設の耐震化により、安全・安心な水道水の安定的な供給を図るため、津田低区配水場3号池が完了し運用を開始した。また、引き続き津田低区配水場1、2号池の耐震化工事に取り組んだ。 R3年度 配水池耐震化率 実績 59.6% R10年度 配水池耐震化率 数値目標 79.4% 3. 中宮浄水場更新事業について 中宮浄水場更新事業については事業手法としてDBO方式を採用し、総合評価一般競争入札方式による事業者選定業務に取り組み、契約締結を行った。	◎	・1、2、3とも施設整備基本計画に基づき、遅滞なく更新改良事業が行えたため。	・水道施設整備基本計画に基づき、水道施設の計画的な更新・改良を行い、耐震化を進める。また、中宮浄水場更新事業については事業者による実施設計に取り組む。	浄水課
				・R10年度目標に向け、管路の更新・耐震化及び更新に合わせた鉛製給水管の解消を進めていく。	・約8kmの管路の更新及び耐震化を実施した。更新・移設工事に合わせ、鉛製給水管の取り替えを行い、R3年度末の鉛製解消率は、13.1%となり、前年度末と比較すると1.4ポイント改善が図れた。 【管路の更新施工延長:7,890m】	◎	・工期の複数年設定を可能とする予算措置や発注時期の平準化等により、予定通りの事業発注を行うことができたため。	・R10年度目標に向け、管路の更新・耐震化及び更新に合わせた鉛製給水管の解消を進めていく。	上水道工務課
				・鉛製給水管解消事業と整合性を図りながら、個別に鉛製給水管の有無の精査を行ない、啓発チラシの配布を行っていく。	・鉛製給水管解消の啓発チラシについては、配水支管更新事業に伴う鉛製給水管の解消区域を対象としていくこととなった。そのため、上水道工務課の年次計画に合わせた精査を行い、R4年度の配布に向け、準備を進めた。	○	・R4年度の配布に向け、準備を行えたため。	・今後も引き続き、配水支管更新事業と整合性を図りながら、個別に鉛製給水管の有無の精査を行い、啓発チラシの配布を行っていく。	上水道管理課
	6	[送水ルート等の強化] ・災害時等における基幹的な水道施設への管路のバックアップ(代替)機能として、既設の導・送水管とは別のルートに新たに水道管を布設し、安定的な給水を確保する。		・中宮浄水場～田口山配水場間の老朽化した既設送水管の更生工事を実施する。 ・基幹配水場間の送水管の更新に向け、基本設計に着手する。	・中宮浄水場～田口山配水場間において、H25年度に新送水管の供用開始を行った。引き続き送水ルートの強化に向け、同区間の老朽した既設送水管の更生工事を実施した。また、田口山配水場～北山・楠葉配水場間のバックアップ管となる配水本管の更新工事を実施した。	◎	・工期の複数年設定を可能とする予算措置や発注時期の平準化等により予定通りの事業発注を行うことができたため。	・中宮浄水場～田口山配水場間の老朽化した既設送水管の更生工事を引き続き実施する。 ・基幹配水場間の送水管の更新に向け、実施設計に着手する。	上水道工務課
	7	[効率的な維持管理の推進] ・安定的な給水を確保するため、水道施設・管路の効率的な維持管理を行う。 ・設備機器の新設、交換にあたっては、ライフサイクルコストの削減を基本に、適切な資産の保全に努める。		・電気計装設備・ポンプ設備などについて、計画的に更新改良工事及び整備に取り組んで行く。 ・中宮浄水場や配水場等の施設能力を活用するとともに、効率的な水運用を行い、大阪広域水道企業団からの受水量を毎年度、検討・調整することで、受水費の削減を図る。	・電気計装設備・ポンプ設備などについて、計画的に更新改良工事及び整備に取り組んだ。 ・自己水源を活用することにより、大阪広域水道企業団受水量を、年間507,350㎡削減することができた。	◎	・電気計装設備・ポンプ設備などについて、計画的に更新改良工事及び整備に取り組んだため。 ・中宮浄水場や配水場等の施設能力を活用するとともに、効率的な水運用を行うことで、受水量・受水費の削減を図ることができたため。	・電気計装設備・ポンプ設備などについて、計画的に更新改良工事及び整備に取り組んで行く。 ・中宮浄水場や配水場等の施設能力を活用するとともに、効率的な水運用を行い、大阪広域水道企業団からの受水量を毎年度、検討・調整することで、受水費の削減を図る。	浄水課
地下漏水の早期発見、安全な水道水の安定供給及び道路陥没など二次災害の未然防止 ・引き続き、現状のまま継続するが、漏水事故が発生すると社会的に影響が大きい重要管路並びに、住民が安全で安心できる効果的な漏水調査事業となるよう、民間活力も視野に入れ検討する。				・舗装本復旧工事予定地区事前調査 25地区:381戸調査 調査延長:3,894m 全て漏水反応なし ・軌道下横断管路漏水調査 ①常時監視:15箇所 計測データの取得は毎週水曜日 ②定期的な調査(半期に1度):12箇所 全て漏水反応なし ・国道1号横断管路漏水調査 年2回、20ヵ所の調査を行う。全て漏水反応なし ・旧1号(京都守口線)、国道170号横断管路漏水調査 年2回、20ヵ所の調査を行う。全て漏水反応なし ・水管橋調査 目視点検:市内水管橋 301箇所 漏水1件 ・漏水調査事業に民間委託について他市調査により検討した。	◎	・他部署依頼分の調査や当課が定期的、継続的に実施している点検や調査を滞りなく予定通り実施することができたため。 ・漏水調査事業の民間委託について検討し、委託化のメリットがそれほどないことが明らかになったため。	・直営による漏水調査を実施していくとともに漏水事故が発生すると社会的に影響が大きい重要管路の監視などお客さまの安心・安全につながる効率的で効果的な水道施設の点検を含む維持・修繕の検討を行っていく。	上水道保全課	
・施設の定期的なパトロールを行う。 ・マッピングの更新など水道施設用地の適正な維持管理に努める。				・管路用地等の維持管理については、定期的なパトロールや、浄水課と協力した除草作業を行った。 ・水道施設については、マッピングシステムにより、上水道室各課からの引継ぎ図面の更新や、給水申請等による引込み情報の随時更新を行うなど、適正な維持管理を行った。	◎	・適正に維持管理を行えたため。	・今後も、管路用地等の定期的なパトロール等を行う。 ・マッピングシステムの更新などによる水道施設の適正な維持管理に努める。	上水道管理課	

NO.	基本施策・概要	重点	R3年度の計画目標・取り組み内容	R3年度の取り組み実績(速報値)	評価	評価の理由	R4年度の計画目標・取り組み内容	担当部署
8	<p>[持続可能な経営の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来世代の負担の増加を抑制するため、「水道施設整備基本計画」などの各種計画に基づき事業を実施する。(計画的な事業実施) ・将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、費用の平準化を考慮した借入割合で借入れを行う。(企業債発行の適正化) ・持続可能な水道事業を実現するため、料金については、原価を元に適切に算定するとともに、定期的な見直しを実施する。(適正な料金の算定) ・社会環境の変化に継続的に対応するため、「経営戦略」や、「水道施設整備基本計画」をはじめとする各種計画については、定期的な見直しを実施する。(定期的な計画の見直し) ・施設や管路の耐震化などの安全対策事業の実施にあたり、一般会計出資金の受け入れを検討する。(出資金のあり方の検討) ・業務の再編と執行の効率化を進めるとともに、職員の適正配置に努め、効率的な執行体制の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理に基づき事業の調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度の事業の進捗管理を着手率で行った。 水道施設の更新・耐震化事業の着手率 着手事業数/計画事業数 着手率 6 / 8 75.0% 水道管路の更新・耐震化事業の着手率 着手事業数/計画事業数 着手率 29 / 33 87.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度の事業の進捗管理を着手率で行った。 水道施設の更新・耐震化事業の着手率 着手事業数/計画事業数 着手率 6 / 8 75.0% 水道管路の更新・耐震化事業の着手率 着手事業数/計画事業数 着手率 29 / 33 87.9% 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・他事業との調整および掘削同意に時間を要したため一部の工事を先送りにしたが、それ以外の工事は計画通りに着手したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理に基づき事業の調整を行う。 	上下水道計画課
		<ul style="list-style-type: none"> ・企業債の元金償還額が減価償却費以下となるよう、借入割合の調整を行う。 	R3年度決算の認定後公表(議会議決事項のため)				<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、企業債の元金償還額が減価償却費以下となるよう、借入割合の調整を行う。 	上下水道財務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度に、定期的な見直し後の経営戦略の収支計画を基に、R6から10年度で必要となる総括原価の算定を行う。 	R3年度決算の認定後公表(議会議決事項のため)				<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度に、定期的な見直し後の経営戦略の収支計画を基に、R6から10年度で必要となる総括原価の算定を行う。 	上下水道財務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・新料金制度の施行とともに運用を開始した大口需要者割引制度について、申請状況を踏まえながら、対象者に対し電話や個別訪問による営業活動を行い、地下水利用者の水道水使用への回帰と水需要の喚起を推進する。 ・水道料金改正の必要性についての検討を円滑に進めるため、新水道料金制度施行後の調定水量や調定金額の推移をモニタリングする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年4月1日より新料金制度を適用開始した。 ・大口需要者割引制度について、未申請者に対して、電話でのPR活動・個別訪問を実施した。 ・「口径別料金」の適用に伴うお客さまからの相談、お問い合わせに対し適切に対応した。 ・新料金制度適用後の調定水量や調定金額についてモニタリングを実施した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・新料金制度適用について、滞りなく行うことができたため。 ・大口需要者割引制度の対象者に対して、再通知等を行えたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金改正の必要性についての検討を円滑に進めるため、引き続き、新水道料金制度施行後の調定水量や調定金額の推移をモニタリングする。 ・大口需要者割引制度について、引き続き、個別周知や個別訪問等を行う。 	営業料金課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・R3年4月1日から「口径別料金の導入」「通増度の緩和」「基本水量の廃止」を行う新たな水道料金制度の運用を開始した。今後は、5年毎のサイクルで行われる総括原価の算定を基に、水道料金制度の改正内容や大口需要者割引制度のあり方について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年4月1日から運用を開始した「新たな料金制度」について、ホームページ、リーフレット等により、引き続き、周知を行った。 ・R3年4月1日から導入した「大口需要者割引制度」について、ホームページ、リーフレット等により、引き続き、周知を行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな料金制度」や「大口需要者割引制度」について、ホームページやリーフレット等を活用し、対象者に周知を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、5年毎のサイクルで行われる総括原価の算定を基に、水道料金制度の改正内容や大口需要者割引制度のあり方について検討していく。 	総務課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度に、経営戦略の定期的な見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度の経営戦略の見直しに向け、R2年度決算の検証を行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度決算の検証を行ったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度に、経営戦略の定期的な見直しを行う。 	上下水道財務課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度に、水道施設整備基本計画(短期整備計画)の定期的な見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度の水道施設整備基本計画(短期整備計画)の見直しに向け、事業の進捗管理を行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略と整合を取りつつ、事業の前期しや先送りを行ったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度に水道施設整備基本計画(短期整備計画)の定期的な見直しを行う。 	上下水道計画課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・中宮浄水場更新事業の進捗に合わせ、出資金を受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出資金の受け入れ方法について確認を行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・R元年度中に一般会計との協議を行ったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の状況を考慮し、出資金の受け入れについて協議を行う。 	上下水道財務課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・より戦略的かつ円滑な事業運営の推進や危機管理体制の強化など、組織体制の充実に向け検証を続けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の組織がより柔軟に対応できる体制を整備することを目的に設置している「課を置かない室」について、R3年度定期人事異動から、副主幹及び係長以下の職員が部付け配置となったことにより、柔軟な人員配置が可能となったことを踏まえ、市民への分かりやすさの観点から、R4年度から課組織を設置した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業として、より迅速で戦略的に経営できる執行体制とより円滑に事業を推進できる執行体制を整備することができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後より戦略的かつ円滑な事業運営の推進や危機管理体制の強化など、組織体制の充実に向け検証を続けていく。 	総務課	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も水道料金の変動が予想される中でも、将来にわたって安定的に水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図り、中長期的な視点での予算編成と将来世代に負担を残さない計画的な事業執行に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による水需要の変動が続く中、事業の必要性を十分に検討するとともに、これまでからの継続事業についてもそのあり方を見直した。 ①備品等の買い替え基準の見直し 取得後、長期にわたって使用する備品等の買い替えにあたっては、耐用年数が経過したものであっても、その状態や使用状況により、買い替え時期の見直しや修繕で対応することとした。 ②維持管理等の経常的経費の削減 近い将来に更新を行う予定の施設の修繕にあたっては、更新までの間の機能維持に必要な最低限の修繕を行うこととした。施設能力の活用による受水費の削減を行ったほか、継続事業についても事業実施手法の見直しや新たな財源の確保を行うこととした。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、市民サービスを低下させることなく、適正な予算編成と執行管理を行うことができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も水道料金の変動が予想される中でも、将来にわたって安定的に水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図り、中長期的な視点での予算編成と将来世代に負担を残さない計画的な事業執行に取り組む。 	上下水道財務課			

	NO.	基本施策・概要	重点	R3年度の計画目標・取り組み内容	R3年度の取り組み実績(速報値)	評価	評価の理由	R4年度の計画目標・取り組み内容	担当部署
				<ul style="list-style-type: none"> ・督促、催告といった料金徴収サイクルを適正かつ確実に実施することで、徴収率の維持向上に努める。併せて、通常の料金徴収サイクルでは収納が見込めない事案に対しては、毎月開催している委託業者とのワーキング会議や債権回収課所属の弁護士とも情報共有しながら、財産調査、差押えなどの法的措置を実施し、課題の解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納期限を経過した水道料金等について、電話催告、訪問徴収、給水停止等を行うとともに、滞納状況に応じて弁護士名を記載した催告や滞納処分等の法的措置に取り組み、徴収率の向上に努めた。 ＜送付件数：督促書約5万件、催告書 約3.8万件、債権回収課所属の弁護士名催告書29件＞ 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・債権回収のノウハウを活かして、適正な徴収事務を行ったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・督促、催告といった料金徴収サイクルを適正かつ確実に実施することで、徴収率の維持向上に努める。併せて、通常の料金徴収サイクルでは収納が見込めない事案に対しては、毎月開催している委託業者とのワーキング会議や債権回収課所属の弁護士とも情報共有しながら、財産調査、差押えなどの法的措置を実施し、課題の解決を図る。 	営業料金課
				<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン決済の拡充 ・R3年度中に「LINE Pay」と「楽天銀行コンビニ支払サービス」の導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収納チャンネル拡大に向け、水道料金等の納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、直接納付できるアプリ決済サービスについて、R3年6月から「LINE Pay」と「楽天銀行コンビニ支払サービス」が利用を開始することができた。 	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性向上につながる収納チャンネルの拡大に向けた新たなサービスの開始と広報周知を行うことができたため。 	—	営業料金課
				<ul style="list-style-type: none"> ・検針票の有効活用 ・広告代理店にとって魅力がある有料広告についての調査や仮見積もりを行い、R4年度より仕様の変更や金額設定の反映ができるように取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご使用水量等のお知らせ」への有料広告の掲載について、仕様書の変更を検討したが、検針票の発注時期の問題があり、変更は未実施とした。また、前年度同様、2回発注したが不調であった。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向け入札を行ったが、不調となったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R元年度から検針票の有効活用を目的に、仕様の工夫を行いながら有料広告の募集してきたがR4年度も入札不調となった。契約課からの意見もあり、これ以上の入札は行わないこととした。 	営業料金課
				<ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設や既存施設の有効活用に取り組んでいき新たな財源の確保に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各遊休施設について、公民連携プラットフォームへの掲載や各課への利用意向調査等を行い、有効活用に向けた検討を行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・有効活用に向けた検討を行えたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設や既存施設の有効活用に取り組む。 	上水道管理課
				<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金等の支払いが困難な方に支払い期限の延長を引き続き実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金等の支払いが困難な方に支払い期限の延長を実施。 ＜R3年度：実績なし＞ 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染症に係る支援措置ができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金等の支払いが困難な方に支払い期限の延長を引き続き実施する。 	営業料金課
				良質な水の供給	9	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して飲める良質な水を供給するため、浄水処理過程や市内給水栓の水質検査を計画的、継続的に行う。 ・水道水源の広域的な監視や、効果的・効率的な水質管理を行うため、関連水道事業体と連携する。 	琵琶湖淀川水系を水源とする他事業体と共同での計画的な水源監視	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水質汚濁防止連絡協議会、淀川水質協議会と共同で琵琶湖淀川水系の水源調査を実施。水源でのかび臭物質等水質情報の共有を行った。 	◎
大阪広域水道企業団との連携などによる効果的・効率的な水質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・分析機器等の整備状況から独自では測定が困難な農薬類及び有機フッ素化合物等の検査を市町村水道水質共同検査、大阪健康安全基盤研究所で行った。 ・農薬類など本市上下水道局で測定が困難な検査については、市町村水道水質共同検査を利用する。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団などの連携により、効果的・効率的な水質検査が実施できたため。 				<ul style="list-style-type: none"> ・農薬類など本市上下水道局で測定が困難な検査については、市町村水道水質共同検査を利用する。 	浄水課	
貯水槽水道使用の申請時における助言・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模貯水槽の適正な管理のため、保健衛生課と情報の共有を図りながら、貯水槽の管理者へ助言・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模貯水槽(10㎡未満)は、所有者が適正に管理をしなければならない施設であることから、保健衛生課と連携し作成したパンフレットを使用し、貯水槽水道使用の申請時において助言を行った。R3年度は、貯水槽設置の届出が28件あり、保健衛生課へ情報提供を行った。 	◎				<ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽水道使用の申請時における助言を行えたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、小規模貯水槽の適正な管理のため、保健衛生課と情報の共有を図りながら、貯水槽の管理者へ助言・啓発を行う。 	上水道管理課
お客さまへのサービスの向上	11	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の事業内容の多様化などに伴い、用途別料金区分の整理を行うとともに、低廉な料金の維持を基本に受益と負担の適正化をめざし、料金体系等について検証する。 	「8. 持続可能な経営の推進(適正な料金の算定)」参照						総務課
			<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅等の中高層(3階以上)の建物については、所有者等が貯水槽を設置しているが、貯水槽の衛生問題の解消、省エネルギー対策等、給水サービスの向上を図るため、直結給水審査対象区域の拡大に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直結給水審査対象区域の拡大については、直結給水が可能な水圧の確保が必要であり、配水管整備に伴う関係各課と協議等に取り組む。 ・現在の直結給水審査対象区域について、配水管の整備状況等を関係各課と協議・調整し、補正係数を再度見直し、対象区域内の直結給水の促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年4月に審査対象となる条件緩和等を行った直結給水施行基準に基づき、直結直圧審査対象区域内の直結直圧給水等の促進を継続して行った。(R3年度共同住宅等の中高層(3階以上)の建物における新規直結給水実施建築物数33棟) ・3階戸建住宅へ直結給水する場合における「三階直結給水施行基準」について、現在の施行状況に則した内容に改正した。 ・直結給水審査対象区域(R4年3月31日現在 給水区域のうちの83%) 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域内の直結直圧給水等の促進に努めたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直結給水審査対象区域内の直結給水の促進について、関係各課と協議・調整を行いながら、取り組む。 	上水道管理課
				<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の取り組みや周知が必要なものについて、広く情報発信するため、ホームページやSNSを引き続き活用していく。また、ホームページについてはさらに見やすく、わかりやすい案内とするため、リニューアルを行い、定期的又は必要に応じて整理し、管理していく。 ・R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座等が中止となったが、感染症の状況等を見て実施、参加していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「Water通信」を発行し、上下水道局の取り組みをわかりやすく発信した。 ・「広報ひらかた」、SNS等を活用し、情報発信を行った。 ・水まわりに関して役に立つ保存版の情報冊子「水道・下水道ガイド」を市内転入者に向けて、水道事業等の取り組みの紹介や業務窓口等を案内するため、同ガイドを配布した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・出前事業や広報誌等、各種媒体を通じて広く情報発信を行えたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の取り組みや周知が必要なものについて、広く情報発信するため、ホームページやSNSを引き続き活用していく。また、ホームページについてはさらに見やすく、わかりやすい案内とするため、リニューアルを行い、定期的又は必要に応じて整理し、管理していく。 ・新型コロナウイルス感染症対策に留意し、オンライン開催も含めた出前講座の実施や各種イベント等への参加を通じて、情報を発信していく。 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道局ホームページを通じて、情報発信を行った。 	◎								
	13			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に留意し、高校生や市民団体を対象に出前講座を行った。なお、感染症対策の観点から、一部オンライン開催も取り入れた。 【R3年度実施回数：2回】 	◎				

	NO.	基本施策・概要	重点	R3年度の計画目標・取り組み内容	R3年度の取り組み実績(速報値)	評価	評価の理由	R4年度の計画目標・取り組み内容	担当部署
官民 の 役割 分担	14	[民間委託等の推進] ・行政の役割と責任を明確にしながら、より効果的・効率的な事業運営をめざし、民間委託等の拡大の可能性を追求する。		・中宮浄水場更新事業についてはDBO方式を採用し、R3年度の契約締結に向け事業を進める。 ・より効率的な漏水修繕工事が行えるように水道管漏水等修繕工種の工種の拡充(漏水防止金具取付工や不排水T字管設置工などの工種を追加)を図り、前年度以上に積極的な発注に努める。 ・定例会議において受託事業者の業務執行について、各業務の評価、指摘及び確認、並びに意見交換等を行い、適正な業務執行となるよう努める。	・中宮浄水場更新事業については、事業手法としてDBO方式を採用し、総合評価一般競争入札方式による事業者選定業務に取り組み、契約締結を行った。 ・R3年度は、水道管漏水等修繕工事の単価契約を枚方市指定給水工事業業者21社と締結を行い、給・配水管の漏水等修繕工事23件の発注を行った。 ・水道検針業務、窓口・収納業務等の委託(期間:R2年度からR6年度)における受託事業者の業務執行状況について、毎月1回開催する定例会議において、各業務の評価、指摘及び確認、並びに意見交換等を行い、適正な業務執行となるように努めた。	◎ ◎ ◎	・更新事業での民間活力活用の可能性を検討し、現在DBO方式を利用した中宮浄水場更新事業に取り組み、契約締結を行ったため。 ・前年度に比べ発注件数も増え、積極的な発注を行うことができたため。 ・毎月の定例会議において、各業務の評価・指摘及び確認、意見交換等を行うことができたため。	・中宮浄水場更新事業については事業者による実施設計に取り組む。 ・より効率的な漏水修繕工事が行えるように水道管漏水等修繕工事の更なる工種の拡充も検討しながら、引き続き積極的な発注に努める。	浄水課 上水道保全課 営業料金課
		[多様な主体との応援協力体制の確立] ・災害発生に備えて関係機関等との情報交換を推進し、水源汚染事故等に迅速に対応できる体制を整える。ライフライン事業者間の連絡調整を密にし、リスク管理に努める。 ・危機管理、防災対策などは、行政の役割と責任を明確にし、市民、自主防災組織、NPOなど多様な主体と応援協力体制を確立する。		・災害協定先の団体と訓練内容の検討を行い合同訓練を実施していく。 ・災害協定先の拡充については、今後の情勢を踏まえ、業務内容等について精査していく。	・大規模災害等の危機事象に備えて、感染症対策にも留意し、災害協定締結団体と共に官民連携の合同給水訓練を行った。また、水道事業体(日本水道協会等も含む)と合同で、自然災害時における情報伝達訓練に参加した。 【R3年度合同訓練:各1回】 ・災害協定先の拡充について検討し、現時点では、現在の協定先で対応できると判断した。	◎	・合同訓練の実施により、多様な主体との応援協力体制を確立できたため。 ・災害協定先の拡充について検討したため。	・R3年度に引き続き、災害協定先の団体と訓練内容の検討を行い合同訓練を実施していく。 ・災害協定先の拡充については、今後の情勢を踏まえ、業務内容等について精査していく。	総務課
		[環境保全活動の推進] ・電力使用量の削減など、環境負荷の低減に向けた取り組みに努める。 ・水道事業で発生する建設副産物等については、再生資源として有効利用に取り組む。		・施設の修繕・更新時に、環境負荷の低減に向けた取り組みを進める。 ・事業で発生する建設副産物等については、再生資源として有効利用を進める。 ・排出汚泥の有効利用を継続的に行う。	・掘削時の発生土及びアスファルト塊は全量再生資源化施設に搬入し、再生土、再生アスファルトを工事で使用した。 ・高度浄水施設活性炭吸着池の使用済炭を燃料として有効利用した。 ・川から取水する原水に含まれ、浄水処理過程で排出する汚泥土の有効利用については、中間処理業者を通じて有効利用を行った。(99.3%)	◎	・事業に合わせ環境負荷の低減に向けた取り組みを進め、建設副産物や浄水残渣など排出物を再生資源として有効利用ができたため。	・施設の修繕・更新時に、環境負荷の低減に向けた取り組みを進める。 ・事業で発生する建設副産物等については、再生資源として有効利用を進める。 ・排出汚泥の有効利用を継続的に行う。	浄水課
省エ ネ ル ギ ー と 環 境 保 全	17	[広域連携による環境保全の推進] ・水源である琵琶湖・淀川水系の河川の水質・環境を守るため、関係団体との連携を密にし、環境保全に取り組む。		・国及び関連部署に水源保全に関する意見交換や要望を行うことで、水源事故の抑制や事故対応の法整備について情報提供を求めていく。	・淀川水質協議会に参画し、構成事業者とともに、近畿地方整備局、厚生労働省及び環境省に対し、水源保全に関する意見交換や要望活動を行った。また、大阪府と水源水質事故時の対応や危機管理上の取り組みについて意見交換を実施した。	◎	・淀川水質協議会を通じ関係団体と共に国や上流事業者に対し、環境保全に関する意見交換や要望活動を実施したため。	・国及び関連部署に水源保全に関する意見交換や要望を行うことで、水源事故の抑制や事故対応の法整備について情報提供を求めていく。	浄水課

【総括】(分析と課題抽出)

◆水道施設整備基本計画(短期整備計画)に基づく事業に、他事業との調整等により、先送りとなった事業があるため、R5年の計画見直しに向け、R6年から10年までの事業スケジュールとともに事業費総額の見直しに着手します。また、合わせて見直しを実施する水道事業経営戦略との整合を図っていきます。

◆健全な経営のもと、持続可能な水道事業をめざしていくため、「口径別料金の導入」「逓増度の緩和」「基本水量の廃止」を行う新たな水道料金等制度を構築し、R3年4月1日に施行するとともに、広報誌、ホームページ、リーフレット等による周知を行いました。水道料金等制度の施行とあわせて、「地下水利用者の水道使用への回帰」と「水需要の喚起」を目的とした「大口需要者割引制度」を導入し、案内リーフレットにより、対象者への制度周知を図るとともに、未申請者に対しては個別訪問等を通じ、本制度のPR活動を行いました。引き続き、R3年度に実施した料金制度の見直しや「大口需要者割引制度」が料金収入に与えた効果を検証するとともに、総括原価に基づく水道料金制度の実現に向け、R6年度の総括原価の算定に合わせ、R7年度以降の水道料金制度の改正内容や大口需要者割引制度のあり方について検討していきます。

◆水道事業の基幹施設である中宮浄水場更新事業については、事業手法としてDBO方式を採用し、総合評価一般競争入札方式による事業者選定業務に取り組み、R3年度に契約締結が完了しました。R4年度からは設計・工事業務に取り組み、引き続き新たな浄水場のR8年度の工事完了を目指し事業を進めます。

◆安定的な給水の確保を目指し、水道施設整備基本計画で示したR10年度目標に向け、浄水・受配水施設及び管路の更新・耐震化を計画的・効率的に進めるとともに、更新に合わせた鉛製給水管の解消に取り組んでいきます。

【目標に対する進捗状況の評価】

評価	説明
完了	目標を達成した
◎	目標に向けて継続して取り組みを進めている (目標設定が単年度の施策で、計画期間中に継続して取り組む場合を含む)
○	年次計画では遅れているが、目標に向けて取り組みを進めている
△	取り組みに向けて検討中
×	取り組みができていない